

「21世紀型 ICT 教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係る ICT 機器整備等業務委託」に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在、国及び各地方自治体において、学校教育活動におけるタブレット端末パソコン（以下「TPC」という。）の整備・利活用に係る実証研究等が展開されています。こうした中、本市では、学校図書館に TPC・無線 LAN 等 ICT 環境を整備することにより、メディアセンターとしての充実・改善を図ることを中心とした調査研究を通して、今後の全校展開に向けたスタンダードモデルの構築を目指すためのモデル事業を実施します。

本事業においては、調査研究校となる京都市立学校 11 校（小学校 6 校，中学校 3 校，総合支援学校 2 校）での TPC・無線 LAN 等の ICT 環境の導入及び運用や利活用にあたっての調査研究を行う必要があります。とりわけ、本市をはじめ地方自治体が設置する学校における TPC 利活用にあたっては、既存のネットワーク，児童生徒用及び教員用 PC との親和性や，ソフト・アプリケーション等の購入・活用にあたっての個別のシステムへの対応など多様な課題があることを踏まえ，調査研究校を 2 グループに分け，2 種類の TPC の導入・運用及び利活用についての調査研究を行う必要があるため，民間事業者のノウハウ等を生かした効率的な事業展開とすることを目的として，本業務に関する募集を行うこととする。

2 業務の内容

(1) 名称

「21世紀型 ICT 教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係る ICT 機器整備等業務委託

(2) 内容

I 類（8 校）・II 類（3 校）に区分した調査研究校 11 校に，異なる種類の TPC 導入をはじめとする ICT 環境を整備し，平成 24 年度から 26 年度までの期間を中心に，全校展開に向けたスタンダードモデルの構築を図るうえで必要となる課題の抽出・対応方法等に関する調査研究を行う。

なお，詳細は別紙 4 「21世紀型 ICT 教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係る ICT 機器整備等業務委託」に関する公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 契約上限額

月額 582,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※平成 25 年 2 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までは，582,000 円を上限額とし，

平成 28 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までは，174,000 円を上限額とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は，法人又は法人以外の団体とし，次の要件を満たす者とする。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (2) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、契約者としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納してないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 本募集に対する応募時点で、TPC等ICT機器及び無線LANの導入・運用及びネットワーク技術に関する専門的知識を所有し、なおかつ専門的な知識に基づくICT環境利活用にあたっての各種課題解消のための提案及び業務遂行についての能力を有している者であること。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、応募申込書、企画提案書等を後記「13 問合せ先及び提出先」まで持参により提出すること。

(1) 「応募申込書」の提出

ア 提出書類

「応募申込書」(様式1)に必要な事項を記入し、所定の欄に法人印及び代表者印(又は法人等の規定する印)を押印し、次の期限までに提出すること。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成24年12月10日(月) 必着

(2) 「企画提案書等」の提出

ア 提出書類

応募者は、提案時に、次の(ア)、(イ)、(ウ)の書類を提出すること。

(ア) 提案書

別紙4仕様書、別紙2「21世紀型ICT教育の創造モデル事業～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～」実施に係るICT機器整備等業務委託に関するプロポーザル提案内容評価要領(以下「提案内容評価要領」という。)及び別紙3「提案内容評価表」を踏まえ、次のa～jの内容を記載すること。

- a 本事業の趣旨についての理解
- b 業務の実施方針、進め方に関する考え方
- c 業務組織体制、実施体制
- d 業務スケジュール
- e ICT機器等に関連した専門的知識・能力の有無
- f 導入予定のICT関連機器等の性能・利活用方法等
- g 保守
- h 業務実施に当たっての視点や実施可能な提案事項
- i 業務実施に当たって想定される課題と解決策

j 類似業務の実績の有無

(i) 関係書類

関係書類については、次に該当するものを提出すること。ただし、法人等における応募時の直近の過去1年間とし、また冊子等により製本されている場合の提出も認める。

a 法人登記簿謄本（写でも可）

b 法人等の事業計画書及び収支計画書

c 法人等の定款、又は設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの。

(ii) 見積書

事業者が提案する業務受託提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）は、その価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が3に定めるもの以下とする。

イ 提出部数

20部

ウ 提出期間 平成24年12月14日（金）～12月18日（火）16時（必着）

(3) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる応募申込書及び企画提案書等

応募申込書及び企画提案書等が、次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ロ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(ハ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ロ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(ハ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は一切受け付けない。

(ニ) 提出された書類は全て返却しない。

(ホ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、対象者に日時及び場所を別途連絡する。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の応募申込書を提出した者とする。

(2) 質問期間

平成24年12月10日（月）～12月12日（水）16時（必着）

※質問期間以外の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

プロポーザルに関して質問がある場合は、「13 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレス

レスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。面談又は電話での質問は一切受け付けられないものとする。

(4) 回答日及び回答方法

ア 各事業者からの質問は、質問及びその回答を取りまとめて、平成24年12月14日（金）までに企画提案書等の提出ができる者（以下「提案者」という。）の全てに対して電子メールにより質問・回答を送付する。

イ 質問にあたっては、必ず回答の送付先となる電子メールアドレス及び担当者名を必ず付記するものとし、京都市電子メールの送付履歴により回答したものとする。

7 企画提案書に関するヒアリング

複数の提案者があった場合、提出された企画提案書等の内容について、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリング実施予定日は、詳細については、別途提案者に通知する。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙2「提案内容評価要領」及び別紙3「提案内容評価表」のとおりとする。

ただし、契約締結前に参加資格を満たしていた者がその資格を失った場合は、失格とする。

9 受託候補者の決定等

(1) 受託候補者の決定

京都市が設置する選考組織において、前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」により企画提案書等に基づいて審査し、全ての提案者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

ただし、提案者が一つであった場合は、順位を定める必要がないため、選考組織による採点等を行わないことがある。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、提案者全員に、電子メール又は書面により通知するとともに、京都市教育委員会事務局指導部情報化推進総合センターのホームページに公開する。（平成24年12月25日（火）までに実施予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成24年12月26日（水）17時までに書面で、京都市教育委員会事務局指導部情報化推進総合センターまで提出すること。

なお、提出は持参によるものとし、郵送及び電送（FAX、電子メール等）によるものは認めない。提出のあったものについては、平成24年12月28日（金）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この際、受託候補者（第一交渉権者）との協議が調わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものと見なす。

(3) 契約期間

契約の期間は、平成25年2月1日から平成30年1月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 受託者が、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、京都市に対し、違約金を支払わなければならない。

なお、詳細については、受託者と協議のうえ定めるものとする。

ウ 本件業務に係る契約締結後において企画提案書に記載された内容に虚偽、不正等があることが明らかになった場合は、京都市は、当該契約を解除することができる。この場合において、当該契約の履行のために支出した経費を京都市に請求することはできない。また、この場合において、京都市は本件業務の遅延その他により生ずる損害について、当該契約者に対し賠償を請求できることとする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、京都市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

納付させない。

11 業務受託事業者の責務

(1) 法令遵守

事業者は、本業務の実施にあたり関係法令を遵守すること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本業務の実施において知り得た情報を無断で第三者に遺漏してはならない。

(3) 安全管理

事業者は、本業務の実施に当たり、事故、盗難発生を防ぎ、安全管理に万全を期すこと。

12 基本的な業務

(1) 事業計画書の作成

受託者は、契約締結後速やかに、運営に係る責任者、対応窓口の連絡先及び実施の体制その他運営に関する事業計画書を作成し、京都市に提出すること。

(2) 事業完了報告書の作成

業務の実施状況及び収支状況等についての事業報告書を京都市に提出すること。

(3) 災害・事故発生時の対応

災害・事故等が発生した場合、緊急に必要な措置を行うとともに、速やかに報告書及び資料を作成し、京都市に報告し、その指示に従うこと。

13 問合せ先及び提出先

〒604-8473

京都市中京区西ノ京東中合町1

京都市教育委員会事務局指導部情報化推進総合センター 岩本・高橋

電話：075-841-3505

FAX：075-803-2451

メール：jcenter@edu.city.kyoto.jp